



Title	玄応音義と新撰字鏡
Author(s)	池田, 証寿
Citation	国語学, 130, 1-18
Issue Date	1982-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48507
Type	journal article
File Information	kokugogaku1982Xuanying' s. pdf



玄応音義と新撰字鏡

池 田 証 寿

一

玄応音義が三卷本新撰字鏡の主要な資料であったことは十二巻本の序に明らかであり、その引用部分の指摘も貞荊伊徳氏の研究^{注1}には尽くされている。しかし、昌住はどのような方針のもとに玄応音義を利用したのか、さらにそうして編纂された三卷本新撰字鏡とはどのような内容・性格の辞書であったのか、という問題になると十分に解明されているとはいえないようである。また、新撰字鏡の切韻・玉篇引用部分については、それぞれ上田正氏^{注2}と井野口孝氏^{注3}に論があるが、玄応音義については貞荊氏以後特に論及されたものを見ない。

もっとも三巻本そのものは現存しないし、玄応音義の引用が、十二巻本の編纂に利用された切韻・玉篇とは異なり「一連続にまとまって載せられることは少なく、方々に散在して」^{注4}おり、その「部分だけを採り出して示すことは困難である」^{注5}のは確かである。私はこの限界を踏まえた上で玄応音義が完存することに注目したいと思う。なぜなら、玄応音義の場合は、切韻や玉篇の場合よりも、昌住の利用したテキストに相当近いものによって全巻にわたる比較を行

うことができるからである。

玄応音義が完存することに注目する時、玄応音義によってどれだけの掲出字が記述できるのか、そして昌住はそれをどの程度まで利用しているのか、ということがまず問題となろう。貞荊氏の指摘された玄応音義を含む部分が、はたして玄応音義によって記述できる掲出字の大部分をしめるのかどうか、もしそうでないとするならばそれはなぜか、ということである。唐初の一切経から出現順に字句を掲出し注解を施したのが玄応音義であり、その総掲出項数は、麗蔵本によると約九四〇〇項にすぎない。しかもこのなかには同一の掲出字が多数存し、梵語の音訳字・固有名詞などの新撰字鏡に引用される可能性の低い掲出字がかなり含まれている。これを調整しなければならぬが、玄応音義によって記述できる掲出字の総数自体さほど多くないといっている。玄応音義と新撰字鏡との関係をもどように位置付けるにせよ、玄応音義をどの程度まで利用しているのかという問題はぜひとも明らかにしておきたいところである。

両書と比較して行くと、昌住は玄応音義を徹底的には利用していないことが容易に認められる。つまり、貞荊氏の指摘された玄応音義を含む部分が、玄応音義によって記述できる掲出字の大部分をし

めるわけではないのである。とすれば、それはなぜかということになるが、その場合玄応音義の引用が比較的まとまって一連続をなしている部分を検討することが必要であろう。切韻と玉篇との引用は、それらの文字配列がそれぞれ広韻と篆隸万象名義とに対応していた。しかし、同様の傾向が玄応音義についていえるのかどうか、貞荊氏は明言されていない。後の増補改訂のため玄応音義の引用が他の資料との混注となっていたのはいかたのないことであるが、私見によれば、文字記列の対応は玄応音義の場合にも見いだせるのであって、それは特に引用が比較的古とまっている部分に顕著である。ただ、文字記列の対応は、玄応音義の巻一から巻廿五まで順を追ってというような単純なものではなく、特定の巻に集中する傾向を見せる。この傾向から最初の段階の新撰字鏡の内容や性格をうかがうことができるのである。

本稿では、以上の観点から昌住における玄応音義利用の方法を明らかにし、最初の段階の新撰字鏡、すなわち三卷本新撰字鏡の内容や性格について考察をたえてみたいと思う。

二

前述したように玄応音義と新撰字鏡は、内容や体裁の面で大きな違いがあり、単純に比較することは難しいので、一応次に述べる手続きに従って両書の比較を行うことにする。

玄応音義は麗蔵本による。大治本は、巻三から巻八まで欠けており、他本と共通する巻でも大治本になく麗蔵本にある掲出字を新撰字鏡にかなり引用しているので、適宜参照するにとどめる。^{注7}

次に、麗蔵本で音注と義注の併記されている掲出字を、玄応音義

によって記述できる掲出字とする。そしてこれらが、新撰字鏡（天治本・享和本^{注8}）の親族部・本草部・小学篇・重点・連字・臨時難要字を除く各部のどの部分に出現するかを調査する。重点と連字にも玄応音義の引用があるが、形式が他の部と異なるのでとりあえず除くことにした。検索には長嶋豊太郎氏編『古字書索引』を利用し、掲出字の字体の認定にあたっては麗蔵本以外の諸本及び山田孝雄博士編『一切経音義索引』を参考にして決めたので、麗蔵本に従わない場合も若干ある。

玄応音義によって記述できる掲出字を、ひとまず音注義注併記のものに限定したのは、この形式のものが玄応音義の大部分をしめるからである。とはいえこれ以外の掲出字、具体的にいえば、梵語の音訳字・固有名詞・教学上の注解を施された掲出字などの引用も含まれる。しかしそれらは、ほぼ玄応音義を含む部分に限られているので、例外的に引用されたとみなすことにする。音注義注併記以外の掲出字を含めることで玄応音義によって記述できる掲出字の範囲が無意味に大きくなるのは避けたいのである。

さて、以上の手続きに従って両書を比較した結果、玄応音義によって記述できる掲出字は次のように分類される。なお、ここに示した数値は、新撰字鏡における掲出項数であり、掲出字数ではない。^{注9}また、玄応音義の字体注や注文中の字句が掲出されているものもこれに含めた。

- | | | |
|-------|--------------|----------|
| 1 | 切韻・玉篇引用以外の部分 | 2905 |
| (i) | 玄応音義引用A | 1315 |
| (ii) | 玄応音義引用B | 1330 260 |
| (iii) | 出所不詳 | |

2	切韻引用部分	431
3	玉篇引用部分	338
4	享和本のみに見えるもの	8
5	天治本享和本ともに見えないもの	199
合計		3881

右のうち2345は特に問題はない。1が厄介である。というのは、玄応音義の引用であったかどうか判断のつきにくい例が多いからである。その理由はいくつか考えられようが、今の段階では玄応音義の引用であったことが確実な例数を示すにとどめ、これを玄応音義引用（部分）ということにする。判断のつきにくい例は出所不詳とした。玄応音義引用の下限を知るにはこれで十分であろう。

玄応音義引用はA Bに二分した。Aは、貞荊氏が「一切経音義を含む部分」「一切経音義によるものあり」とされた部分で玄応音義の引用であったことが確実といえるものである。Bは、「弁別不能」「出所不詳」の部分で注文の内容や文字配列の点から私見によって玄応音義の引用であったことがほぼ確実とみなしたものである。例は後述する。

4の享和本のみに見えるものの内訳は、玄応音義引用Aが一項、Bが一項、出所不詳が六項である。これらを1〜3に含め、1(i)と1(ii)を①玄応音義引用、1(iii)を②出所不詳、2と3を③切韻・玉篇引用、5を④天治本享和本ともに見えないものとまとめ直し、重出字を調整して比率を求めたのが表1である。

最初に除外した重点と連字の部には玄応音義の引用が一〇二項ある。したがって新撰字鏡で玄応音義の引用とはほぼ確実に見えるのは、①に重点と連字の一〇二項を加えた一六七九項であり、その比

表 1

	項数	比
①玄応音義引用	1577	0.44
②出所不詳	1155	0.32
③切韻・玉篇引用	636	0.18
④天治本享和本ともに見えないもの	199	0.06
合 計	3567	1

玄応音義以外の書が最初の段階で利用されていないとするのは不自然であろうが、序に書名の明記されているのは玄応音義だけであるから、最初の段階の新撰字鏡の所収項（字）数はかなり少なく小規模な辞書であったとみて大過あるまい。そして約一七〇〇項という数値は、三巻の部首分類体の辞書の所収項数としても、少なすぎることのない適当な分量と思われる。

三

昌住が玄応音義を半分程度しか利用していないのは、昌住の玄応音義利用の方針にもとづく結果と考えられる。ここでは、玄応音義

は〇・四七となる。また、玄応音義の引用かどうか判断がつきにくく、ひとまず②としたものが約一四〇項あり、これを①に含めたとすると、その比は〇・五一となる。ともかく、昌住が玄応音義を徹底的に利用しているのではなく、その半分程度の利用であるのは確実である。最初の段階の新撰字鏡が玄応音義の引用のみからなっていたとすれば、その所収項数は約一七〇〇項であり、天治本の十分の一弱の分量と推定される。玄

の引用が比較的主とまわっている部について、切韻や玉篇の引用部分と同様に文字配列の対応が見えること、すなわち玄応音義利用の方針があったことを述べてみよう。

まず木部について示す。木部が最も整然とした文字配列の対応があらわれているからである。

以下、天治本新撰字鏡の掲出字と注文を上段に、玄応音義を下段に示し、一致する部分に棒線を付す。一番上の数字は、天治本の出現順による項番号であり、該字が玄応音義中一箇所、乃至同一の巻にしか出現しないものは、項番号を○で囲みである。また、たとえば「棧」のように異体字が掲出される場合、玄応音義と直接の関係が認められない限り、印刷の都合上「棧」のように通行の字体を並べて挙げる。玄応音義は、所在、注文、掲出字句の順に示す。

所在は、巻数を漢数字で、丁付けを縮冊藏経本による洋数字で示し、掲出字句は、注文の最後の（ ）に入れて示す。天治本に見える和訓は省略し、玄応音義の注文も省略することがある。また、玄応音義では同一項だが、天治本では別項となっているものは、一括して挙げることにする。

- ③ 榲 ^a 胡木反入榲也 ^d
④ 榲 ^b 二上同字桑屋反 ^e 小木也 ^c

玄応音義同一項、天治本別項の例。

- 5 榲 ^a 二同古胡榲也 ^b 木四方為 ^c

- 同57才11古胡反通俗文木四方為榲八榲為榲言珠有八榲也 (八榲)

- ⑥ 梓 ^f 五割即里二反今作薩餘也 ^g
載也榲也榲也…

- 7 榲 ^d 二字古反 ^e
8 榲 ^a 榲榲 皆上同字

配列の対応するのは、卷十三57ウ1「梓薪」の方だが、こちらは「又作榲同資里反字林梓榲也…」とあって、音注が一致しない。天治本⑥bの反切下字は「略写」とみなす。いずれにしても卷十三によったのは確かである。また、⑥は、梓と榲との注文を併合しており、78は、それらの字体注を併合掲出したものである。榲は、その他、卷十八72ウ11、卷廿一83オ5にも一致する注文があり、そのいずれかによったものだろう。

- 10 格 公道古洛二反榲也樹枝也

義注のみ一致。音注は後に改訂されたものとみなす。以下同じ。
11 榲 ^a 以支反平架也懸衣帶之木也 ^b 也 ^c 也格也…

- 12 榲 ^a 古反平架也 ^b 榲也 ^c 榲也

- 13 榲 ^a 榲字蘇走反斗榲也 ^b 榲也 ^c

- 同54ウ1又作榲同即理反古者殷人上梓字林梓榲也… (梓榲)

○四13ウ5古文榲榲不三形同今作藥同五割反余雅榲榲也載也言木餘載生榲榲也 (栽榲)

- 十三58才11加額反蒼頡篇格榲也 榲架也 (格上)

○同56ウ13又作籠榲作榲同餘支反竿謂之榲榲可以架衣也蒼頡篇榲格也亦衣桁也經文作… (榲架)

- 同58ウ4胡絨古咸二反說文絨也 ^a 也 ^b 也 ^c 也 ^d 也 ^e 也 ^f 也 ^g 也 ^h 也 ⁱ 也 ^j 也 ^k 也 ^l 也 ^m 也 ⁿ 也 ^o 也 ^p 也 ^q 也 ^r 也 ^s 也 ^t 也 ^u 也 ^v 也 ^w 也 ^x 也 ^y 也 ^z 也

…(斗擻)

斗部に属すべきものである。また、一致する注文は、卷十四61才
11「斗擻」にも見えており、そのいずれかによったと思われる。

14 枇 皮悲反去又平撃也枇杷
也細節也
〇十二49ウ7 扶迷蒲蔑二反依字広
雅批撃也(批那)

「撃也」は批の義注であって、これと枇の注文とを併合したもの。

15 桎桔 上之実反下古禄反在手
曰桎在足曰桔
〇同49ウ8之実古禄反周礼在手曰
桎在足曰桎謂桎械也(桎桔)

16 桎械 上女久反上下戸界反去
桎桔也

16は、前項の玄応音義の波線部が掲出されたものである。

17 柅 公廢反量也摩也平也斗斛
曰柅也
〇同50オ5古文柅柅二形今作槩同
公導(大治本)反柅量也広雅柅摩也
亦平也平斗斛曰柅也(柅土)

18^a 槩概 二上字同許氣反

18は玄応音義の字体注が掲出されたもの。

19 構 向音合也乱也成也
〇同51オ3古候反構合也乱也経文
作…(露構)

20 龍櫨 三形同龍音疏也窄也
房室曰疏々窓也
〇同51オ12力公反蒼頡篇櫨疏也説
文房室曰疏也疏亦窓也(櫨疏)

21 柅^a 渠救反去有屍謂柅空棺
通…(虚柅)
〇同52オ10渠救反小余雅有屍謂之
柅空棺謂之柅礼記：鄭玄：白虎

22 桃桃 二形作他癸反扶也刀劍
之属

斗部に属すべきもの。

23 棹棹 二形作卑音似桡也

24 橈橈 三形作如紹反木曲折
也弱也櫓也

玄応音義に橈は見えず橈が見えていたが、文字配列の対応から後
の改訂と推定する。天治本の注文は、篆隸万象名義^{注11}「如紹反曲本
末ノ擲」に近く、十二卷本編纂の段階で利用された玉篇によって
改訂されたともみること可能だろう。

25 櫂^a 沽音桜桃也所以級也
〇同62オ7音結高通俗文機汲謂之
櫂櫂(櫂櫂)

天治本^aの「沽」は、「結」の誤写だろう。

26 根 直行反平作櫨柱也触也柏
也格也随也法也…
〇同62オ10説文作櫨柱也音隱紂庚
反字統作根丈庚反根触也又嫌敵
敵触亦作敵…(相根)

27 桃^a 古文横横二形光音車下横
木也根也充盛也
〇同62オ10古文横横二形同音光声
類作軌車下横木也今車牀及梯輦
下横木皆桃是也(作桃)

28 柅 直紙反随字同崩壞也借達
可反船尾曰柅
〇十五62ウ11大我反釈名云船尾曰
柅柅拖也在後見拖曳也拖音他字

29 棧棧 二同仕諫反去棚也閣也

櫪也謂置食器於其上也

從手柁從木 (柁棧)

○同63才2 徒諫反說文棧櫪也廣雅棧閣也通俗文板閣曰棧是也 (筆棧)

30 櫪 直孝徒角二反謂木枝柯櫪

長而斂者也

○同63才2 徒角反俗音徒格反郭璞曰謂木无枝柯梢櫪長而斂者也 (櫪子)

次の③楚から60櫪櫪のうち、③楚、32櫪、36櫪、37櫪、39櫪、④櫪、④櫪、⑤櫪、53櫪、54櫪、⑤櫪は、玄応音義に音注義注併記の掲出字が見えているが、それらの引用とは認められない。

⑥櫪 都用反擊也櫪土也

62 代 弋字同餘職反櫪謂之代即

櫪也

○同64才5 都角反下又作弋同餘職反余雅職謂之代注云即櫪也櫪音徒得反 (櫪代)

玄応音義同一項、天治本別項の例。⑥は、玄応音義に音注しか見えないが、その引用と認められる (天治本の反切下字は誤写)。大治本「注云即櫪也櫪音徒得反」なし。

63 榛 士巾反藁生木曰榛草藁生

曰薄

○同64才8 士巾反案說文藁木曰榛広雅木藁生曰榛也草藁生曰薄是也 (深榛)

大治本「也草藁生曰薄是也」なし。

65 檻 胡敢反櫪也蘭檻也縱曰檻

横曰櫪

○同64才12 胡敢反檻櫪也檻園也 (檻置)

天治本の反切下字は、「略写」と考える。前項の64櫪は、玄応音義に見えないが、檻の類義字であって、後に増補されたものだろう。

66 櫪 櫪 三形作所亀人向二反

櫪謂之櫪又櫪也

○同64ウ10 所亀反余雅櫪謂之櫪郭璞曰即櫪也亦名櫪亦名櫪 (櫪棟)

67 櫪 力胡反平柱上枅也舒也

68 櫪 各反也枅也

○同64ウ10 力胡反說文柱上枅也下蒲麦蒲各二反広雅櫪謂之枅 (櫪櫪)

68の音注は享和本「浦各反」とあり、略写とみなす。

⑦枅 二形作結突反柱上方木

也宜作开字

○同65才14 今作枅同古突反蒼頡篇柱上方木一名枅亦名櫪櫪音蒲麦反 (枅梁)

⑧枅 上字

⑧は玄応音義の字体注が掲出されたものである。また大治本は掲出字句と注文とを脱している。

72 枅 徒合反入柱上木

73 枅 二同皮交反

74 枅 子結反櫪也偶也

○同63ウ9 一名枅亦名枅亦名枅 枅徒答反枅皮交反枅音疾 (枅拱)

72 73 74 は、文字配列の対応が弱いものの同じ巻が続くので、玄応音義の注文中の字句が掲出された例と認める。次項75枅は、巻七31才3「櫪櫪」の注文中に「子結反」とあって音注が一致しているが、文字配列の対応がないので、とりあえず類義字による後の増補としておく。なお、72の音注は切韻広韻に一致しており、略写とすること

とはできない。

76 櫓 去権反去孟也盆也以此為

榮又西縣

音注は卷十四62オ6「作櫓」に一致するが、文字配列からみて、卷十五によったものが後に改訂されたと推定する。

77 櫓 餘古反櫓也
78 櫓 上字

天治本の反切下字は誤写。

79 札^c 二同字側黠反入大皮也

書牒也削朴也署也

80 桁^a 又作竹行胡浪反平竿謂之

櫓…

81 棟 都弄反去屋極也…

棟と棟とは別字だが、文字配列の対応しているのは棟の方である。棟ならば、たとえば卷十五64ウ10「榑棟」に「…都弄反説文屋極也…」とあり、音注義注とも一致する。しかし新撰字鏡では類似形の字を併合することがあるので、これは元来棟と棟とを併合して

○同63ウ5 去員反屈本為之謂之櫓
經文作撈非也（作櫓）

○同64ウ14 又作櫓同餘古反説文櫓
櫓也亦名屋栢亦名連縣余雅櫓謂
之櫓櫓亦櫓也櫓音毗櫓音都歷反
（屋櫓）

○同64ウ6 側黠反木皮也律文有作
櫓敷慶反説文削朴也朴札也謂削
木栢也二形通用又作櫓非也（木
札）

○十六66オ10 或作符胡浪反可以架
衣也余雅竿謂之櫓是也櫓音移
（衣栢）

○同66オ14 力見反棟木子如指白而
粘可以浣衣也（棟木）

いたものを後に改訂したと推定される。棟は玉篇引用部分に見えて

⑧ 櫓^a 虚奇反蠶蠶夕也
⑨ 櫓^c 許羈反平上字

84 櫓 二形作又白反入堅木曰

櫓…

⑤ 櫓^a 居隱反櫓櫓以李花朝生夕
殞可食者也…

86 櫓^a 力條反櫓也理也…

才部に属すべきもの。次項87秘は、卷廿80オ2「鉄鐵」の注文中
に「府備反載柄也」とあるが、天治本に一致しないので、とりあえ
ず保留しておく。

88 桴^a 又作解扶留反打鼓木也編
竹林也大曰筏小曰桴

⑨ 編

二形同作而注奴豆二反
去又加之反平梁上柱也構

○同66オ15 虚奇反方言陳楚宋魏之
間謂蠶為櫓郭璞曰蠶蠶蠶也今
江東呼為櫓律文作櫓似借也正
音虚衣反櫓木名汁可食櫓非此義
（一櫓）

○同66ウ12 力癸反下又白反軍壁曰
堅木曰櫓也（軍櫓）

○同66ウ10 居隱反余雅櫓木櫓櫓木
櫓似李花朝生夕殞可食者也（木
櫓）

○同67オ2 力條反櫓櫓也説文櫓理
也（櫓与）

○廿80オ12 又作解同扶留反編竹林
也大曰筏小者曰桴（桴材）

○同80オ12 而注反或言羅句喻梵言
訛也（句櫓）

玄應音義は梵語についての注文であるが、その音注のみ引用されている。前項91桶は類似形の字である。

91 櫨^a 胡^a 反平大木未剖也^b 今物也

○同80才8 胡^a 反平下土痕反又云天
逐^b 全^b 也云因也經文作：(櫨

92 栲 如含而剡二反梅也模上字

○同79ウ15音南余雅栳梅樊光注云
荊州曰梅楊州曰栳益州曰赤梗葉
似予章无子（梓栳）

94 繆^b 力周居茅二^c三穴也下曲也

95_a
櫚
上字

○同79才15又作攔^a同力^b周居茅二反
蒼頡篇摻束也說文摻縛紮之也摻
即纏縛之名也（摻項）

玄應音義は摺についての注文であり、これと摺についての義注「下曲也」とを併合したものである。

⑨6 櫛^a 芳主反拍也拍弄也^b

○十九⁷⁸才⁹芳主反拊猶拍也拍弄也尚書擊石拊石是也（拊塵）

才部に属すべきものだろう。

⑨7 檳榔

反	下	乃	可	反	柔	弱	皂	亦	草	木
	f				g			h		

上	古	文	檳	今	作	阿	字	烏	可
a				b				c	

盛也

98^d 榱
榱字^d古文^e今作那字

99 楫 ^a
 舳字同資獵反所以櫂船也 ^b
^c

亦剡木為楫是也

100 麓^b 力穀反山足也。禁^c上古文^a

○同76ウ13^a古文𣎵同力穀反詩云瞻彼旱麓^c傳曰山足也謂林屬於山曰麓(山麓)

101 杜 數字同徒古反塞也閉塞也
蹶也…

○同77才11說文敵^a同徒古反國語杜
門不出賈逵曰杜塞也塞閉也方言
杜^d躍也趙曰杜郭璞曰今俗通語也
躍如杜杜子躍因以名也(皆杜)

102 梠^a居責反^b輓也輓曲木也：

○同76ウ7居責反梏^a輓也^b所以扼牛
領也經文作…（犁梏）

⑩三 碗 蒲結於官二反杯也小盖也

○同76ウ6又作攏^a同蒲結反^b広雅攏
 軫也左伝攏而斂之杜預曰手攏之

⑩^a 檣 | 上字蒲結薄迷二反轉也攬^b | 攬^c | 攬^d

而斂之也圓蓋也檐也

㊦枕と㊦櫓とは別字であるのに天治本では同字乃至通用字の形式となっている（たとえば77と78、94と95など）。これは玄応音義の注文を誤って引用したものと考えられる。

上亡眉反平又自心高反 ○十八74ウ15^a扶味反南人^b謂相撲為

106 欖 非味反謂相欖為相欖

108 栝 ^a
古活反箭進也檜也箭末曰 ^b
^c

本曰足其体曰幹其末曰栝栝会也

与弦相会也。栝旁曰叉，形似叉也。

以上によつて、木部の場合は玄庭音義をほぼ巻十三、十二、十四、十五、十六、廿、十九、十八の順に引用していたことが知られる。なお、9、^{③1}60、64、69、75、89、93、107は出所不詳である。このうち64と75とは類義字、69と89とは類似形の字が連続したものである。

次に金部について示してみよう。

③鉢 甫活反入飯器也

○十四 60ウ4 補沫反鉢多羅又云波多羅此云薄謂治厚物令薄而作此器也鉢亦近字下羽俱反說文飯器也律文作：（鉢孟）

也律文作：（鉢盂）

4 鈔鈔
二形同徒弔余招二反去

銅謂之鈹溫器

5
鑄
上字
古文

⑥ 鎔^a 他^b市^c以^d金銀有所覆日

月也。

⑦ 鋌a 所鑒反b大鑠也

8 鐵 ^a 四絹反 ^b 謂以繩規物者也 ^c 田

鑪也

天治本の反切上字は誤写。

⑨ 誤 ^a 胡瓜反古作梨……

10 鉄^b 府于反^c 鋳也^c 莖刃也 亦橫谷

也鉞也：

大治本「亦横斧也」なし。

⑪ 銼鑛
上才戈反又昨木入下力

戈反二字小釜亦釜

12 鎬鎬 上字同上a於胡反下餘b六

反入溫器也

⑬ 鈷 鎂 鎂
二同作莫補反上

⑭ 鈎鑕 c
d 已上七字比土釜也

形似鎗而无闕上加踞竈為櫺也……

(須鉞)

○同62才12^a他^a帀反說文^b以金銀有所覆冒也（作錯）

覆冒也（作鎔）

○十五才一所鑒（縮冊蔵經本「鑒」に作るは誤。今東

治本に上

○同^c64才^a7囚縑反謂以繩規物者也
詛文田鐘也（鑊師）

說文門鐘也（鍍師）

○十六 66 才 10^a 胡瓜反此古文奇字 鐘

下府于反莖刃也亦橫斧也鉄擯也

（銀鉄）

○同^c67ウ^a7才戈才鹿二反^b下力戈反^f

声類小釜也。

○十三55才13^a於胡餘六反^b広雅^c鎬^d鎬

謂之銖鑪亦云鈎鑄也經文作鑄非

也銖音才禾反鑷力和反鉅古我反

鑄莫朗反或作鎬鑄或作鎡鑄或作

⑬ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也
⑭ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也
⑮ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也

⑯ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也
⑰ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也
⑱ 鑄 鑄 二形同作側飢反鉄六則
鑄 二鍾則鑄二則兩也

⑲ 鉦 又作軋古紅反轂口鉄也灯
也…

⑳ 鑄 歌鷹反車軸鉄也又鑄也

㉑ 鉗 仕於反鋸也…

㉒ 鋪 普胡反去過也陳也布也
舒也設也…

〔 〕は享和本に見えて天治本に見えない注文である。以下同じ。

⑳ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉑ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉒ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉓ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉔ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉕ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉖ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉗ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉘ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉙ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉚ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉛ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉜ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

㉝ 鉗 蜀人言挫皆一也字林小釜也
鑄音古盍反鉗音古挫七臥反（鑄
鑄）

②⑨鏤鏤 二同宜作礫桑郎反柱下石即柱礎也

天治本の反切下字は誤写。

③⑩銭銭 二同目連反平貨財也泉也

天治本の反切上字は誤写。

③⑪鏹鏹 二同仕監反去鋭也又平

謂之鏹也犁鉄也：

天治本の義注は、たとえば卷十一46才11「鏹刺」の「仕威反説文鏹鋭也広雅鏹謂之鏹」に一致するが、今は文字配列の対応を優先しておく。

③⑫鉄鉄 宜作鉄表皮也

③⑬鏗鏗 宅諍反去宜作敦々治也謂摩瑩飾也磨也

③⑭鏹鏹 二形同□迷反□鏹

々即大箭

魏問謂函為鑒也（鏹鏹）

○同47才14：下宜作礫桑朗反説文礫柱下石即柱礎也經文從金作鏹誤也礫音楚（礫鏹）

○同47才15自連反貨財也唐虞夏殷皆有銭經文作：（罰銭）

○同47ウ1仕監反謂有刃斷鑿者也：（犁鏹）

○同47ウ12案字義宜作鉄撫于反表皮也經文作鉄未見所出疑世言鉄金遂從金作鉄（因鉄）

○同47ウ12相承宅諍反摩治也字無所出今宜作敦敦治也謂摩瑩飾也（磨鏹）

○同47ウ14又作鏹鏹二形同普通迷反通俗文霍葉曰鏹鏹即大箭也（為

③⑮鏹□ 二形上字

③⑯鏹 一感又播也謂播其頭也

③⑰鏹 徒頂反銅鉄之璞未成器用者也尽也陽也空也転也

③⑱鏹 一加阿加反頭鏹也

玄応音義の音注「何加（反）」は「鏹」についてのものであり、これを誤って引用したと考えられる。

③⑲鏹鏹 二形同補末反入阿刃有木柄可以刈草也

天治本の音注は篆隸万象名義や切韻広韻に一致しないので、この反切下字は略写とみなす。

③⑳鏹鏹 上定音：登□有足曰鏹

③㉑鏹 鏹同字

③㉒鏹 疋焼反平：

③㉓鏹 莫繁反楊字同謂之杆

（鏹）

○同48才7五感反説文播其頭也經文作儼非也（鏹頭）

○同48才14徒頂反鏹銅鉄之璞未成器用者也（金鏹）

○十二51才6一加何加反説文鏹鏹頭飾也（鏹鏹）

○同51才11補末反国名也依字阿刃有木柄可以刈草也（鏹樹）

○十三58才5音定又殿韻集鏹有足曰鏹无足曰鏹經文作：（鏹燭）

○十四60ウ11匹焼反説文刀削未銅也釈名云矛下頭曰鏹音在困反江南名也関中謂之鏹音子乱反律文作：（鏹鏹）

○十五65ウ13又作櫟櫟二形同莫繁

d
鋸^d…

反余雅鋸^c謂之杆郭璞曰泥鋸也杆音鳥（泥鋸）

これは享和本（抄本）のみに見えるものである。山田孝雄博士『新撰字鏡攷異』に「乙本丙本『莫聲反』ニ作ル、甲本乙本丙本『泥鋸』ニ作ル是ナルベシ」とあり、これに従って享和本のbとdは玄応音義の引用とみなす。大治本「郭璞曰泥鋸也杆音鳥」なし。

⑦鋸 補亦反入：

○十六67ウ8補亦反碑蒼鋸大型耳也（鋸土）

天治本の反切下字は誤写か所拠本の差のいずれかにいえると思われる。

313 鏗^a鏘^b 上苦耕反琴音也又苦井反下且羊反平鏘音也金石

○十九76オ11又作鏘^a同音鏘^b反下又作瑄^c同且羊反平鏘音也案札記子夏聽其鏘^a鏘音且羊反入字林又衡反瑄蒼云鎗金声也（鏘鏘）

314 鋸^a 鏗同字

⑧鋸 普啼反閼又名

○七32オ3又作鋸^a二形同音啼^b閼又名也（金鋸）

316 鋸^a 息廉反平鑑利也：

○廿三90ウ9息廉反広雅鑑^b利也謂刀銳曰鑑也（鑑利）

卷廿三の他、卷七30ウ4「鑑利」、卷十43ウ8「鑑利」にも類似の注文があり、そのいずれかによったと思われる。

317 鋸^a 寄廉小廉二反持也鋸着物

○同92オ9寄廉反通俗文銀具曰鋸蒼頡篇鋸持也（如鋸）

「鋸」「奇」は群母、「寄」は見母。よって天治本の誤写とする。また卷廿三の他、卷廿二85ウ11「鉄鋸」にも類似的の注文があり、そのいずれかによったのだらう。

⑨鋸 固音鑄塞也鋸鑄塞也

○九42ウ15古護反説文鋸鑄塞也（鋸石）

以上が金部の玄応音義引用部分である。このうち⑨鋸から⑪鋸までは貞荊氏に指摘がないが、玄応音義の引用と認められる。このような例を玄応音義引用Bとした。

金部の場合も卷十三、十四、十五、十六、廿、十九、十八などに木部と同様の傾向を見ることができると思う。卷八と卷十一とがやや異なるが、昌住の玄応音義引用が特定の巻に集中することは十分に察知されよう。

四

本部と金部との例によって、昌住の玄応音義利用の方針とは、特定の巻の重点的な引用であることがほぼ明らかになった。次に、どの巻を最も優先的に、しかも多く引用しているのかを検討してみよう。

だがその場合、玄応音義の巻毎に、その所載の掲出字が新撰字鏡のどの部分に出現するかを見るだけでは、あまり有効な結果は得られない。なぜなら、玄応音義には同一の掲出字が多数存し、引用の巻を特定できなければ、巻毎に正確な引用率を求めることはできないからである。玄応音義引用の全てについて文字配列の対応と注文の一致具合によって巻を特定できればよいが、すでに見たように同一の掲出字は注文も大同小異であることが多く、それは不可能で

表 2

部 卷	草	水	木	才	イ	口	言	糸	金	肉	合 計	出現 項数
1		(1)		(4)	(2)	(2)	(2)	(1)			(12)	40
2		(1)		(2)	(2)	(3)	(2)	(1)			(11)	47
3		(1)		(2)	(2)		(2)	(1)			(8)	37
4	6(1)	1(6)		4(2)	1(1)	4(6)	1(1)		(1)	(1)	17(19)	74
5						(4)	1(2)	(1)			1(7)	42
6	1					(1)	(2)		(1)		1(4)	13
7	5	(2)		4(1)	4	2(3)	1(3)	4(1)	1(1)	1	22(11)	69
8		(3)		2	1(1)	1(1)	(4)	2	3		9(9)	42
9				(5)	3	(7)	1(2)	(1)	1		5(15)	50
10	(1)	(1)		(1)		(1)	(5)		(1)		(10)	32
11	(1)	(4)	(1)	8(3)	(1)	1(1)	(2)	(1)	10		19(14)	70
12	2	4(4)	6	2(2)		1(5)	4(1)	(1)	2	1	22(13)	85
13	3(1)	1(2)	7	7(1)	7	1(8)	3(5)	1(1)	2	2	34(18)	76
14	5(1)	10(1)	6(1)	8(4)	6(1)	(3)	2(3)	1(2)	4	6	48(16)	84
15	4	6(1)	14	15(2)	3(1)	(3)	2(2)	8(1)	3	1	56(10)	90
16	6(2)	6(3)	6	12(2)	5	4(3)	5(2)	4(1)	4	3	55(13)	94
17	1	1(2)		3(3)	(1)		(5)	2(1)		3	10(12)	51
18	3	(2)	3	4(2)	(2)	2(1)	(2)	(1)	1		13(10)	54
19		(1)	7	3(1)	(1)	1	1(4)	1	4(1)	2	19(8)	53
20	2(1)	(2)	5	4(2)	2(1)	9(3)	8(1)	7	2	(1)	39(11)	77
21		(2)		(1)	(1)	(3)	(2)	1(1)			1(10)	35
22		(5)		2(4)	2(1)	4(4)	3(5)	(1)	(2)	1	12(22)	84
23	3	2(3)		1(1)	(1)	(3)	1(2)	2(2)	(2)		9(14)	43
24	(1)	(2)		(2)	(1)		1	(1)			1(7)	24
25		(1)		(1)	(1)	(2)	(4)			1	1(9)	33
合計	41(9) [3]	31(50) [13]	54(2) [1]	77(48) [9]	34(21) [7]	30(67) [19]	34(65) [17]	33(20) [6]	37(9) [4]	22(2) [1]	393(293) [80]	1399

(空欄はゼロ)

表 3

巻	①	②	③	④	合計	引用率
1	0	21	11	4	36	0.00
2	2	40	16	6	64	0.03
3	2	29	14	3	48	0.04
4	25	19	20	5	69	0.36
5	5	38	24	5	72	0.07
6	1	32	12	2	47	0.02
7	34	38	21	10	103	0.33
8	15	23	8	7	53	0.28
9	19	24	14	1	58	0.33
10	0	16	23	7	46	0.00
11	21	25	22	10	78	0.27
12	15	26	25	9	75	0.20
13	33	28	22	5	88	0.38
14	36	16	7	3	62	0.58
15	57	17	11	4	89	0.64
16	51	11	13	4	79	0.65
17	14	17	7	3	41	0.34
18	22	9	13	7	51	0.44
19	32	17	13	4	66	0.48
20	47	16	12	3	78	0.60
21	5	9	5	1	20	0.25
22	18	31	14	5	68	0.26
23	7	16	3	3	29	0.24
24	4	7	6	2	19	0.21
25	1	16	15	1	33	0.03
合計	466	541	351	114	1472	0.32

$$\text{引用率} = \frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}$$

る。巻を特定できない掲出字が多ければ、それだけ見かけの引用率が高くなってしまうのである。

この点を考慮しつつ、比較的巻を特定しやすい所収項数の多い部について、巻毎に玄応音義引用の項数を求めると表2のようになる。新撰字鏡で所収項数の多い十部(多い順に草、水、木、才、イ、口、言、糸、金、肉の各部)を取り上げた。表中、玄応音義の字体注や注文中の字句が掲出されたものは除いてある。()は引用の巻を特定できなかったものであり、[]はその異なり項数である。

水部、口部、言部のように巻を特定できない項数の多い部もあるが、大体の傾向はうかがえよう。まず右端の出現項数を見ると、ある巻の掲出字が玄応音義引用部分に出現していても、それがただち

にある巻の掲出字の引用に結びつかないことが理解されよう。次に玄応音義引用の多い部を見て行くと、順に巻十五、十六、十四、廿、十三、七、十二、十一、十九、四、十八などである。これらの巻は確かに出現項数も多くなっているが、この程度では何ともいえない。引用の順序は、大雑把にいつて巻十二から巻廿までが中心をなし、巻四と巻七とがこれに続き、巻廿二、廿三で終るように思われる。巻十一は巻十二から巻廿までに含めて考えることができる。金部はやや例外的で、単に伝写の過程で分断されたというより、別途に引用し直したのかもしれない。木部と金部以外の部についても玄応音義の引用が特定の巻に集中することはこれによって確認されよう。しかし、巻毎の引用率となるともう一つ判然としないのである。

ある。

巻毎の引用率を求めるのが難しいのは、玄応音義中に同一の掲出字が多数見えるからである。したがって、玄応音義中に一箇所しか出現しない掲出字について巻毎の引用率を求めれば、この難点は解消する。ただそうすると、逆に巻毎の総項数が少なくなるといふ難点が生じてしまう。しかし玄応音義は大部な書であり、そのなかで一箇所しか出現しない掲出字を多数引用しているのであれば、單なる偶然とはいいい難く、かなり正確な引用率であるといっていると思う。

結果は表3のようになった。玄応音義で二箇所以上出現する掲出字でも、同一の巻にだけ出現するものは表に含めてある。また、この条件にあう掲出字でも、玄応音義の字体注や注文中の字句が掲出されたものと重なる場合は表から除いてある。①は玄応音義引用、②は出所不詳、③は切韻・玉篇引用、④は天治本享和本ともに見えないもので、前々節表1の分類に従う。

表3によれば、量的に多いのは順に巻十五、十六、廿、十四、七、十三、十九、四などであり、引用率では巻十六、十五、廿、十四、十九、十八、十三、四などである。いずれにしても表2の結果を大體において踏襲しており、表3の引用率が信用できるものであることを示している。表2表3を通してとりわけ玄応音義の巻十四、十五、十六、廿の引用が顕著である。

さて、表2表3及び各部の引用順序から、玄応音義全廿五巻は次のようなグループに分けることができる。

- A 巻十四、十五、十六（巻十一、十二、十三）
- B 巻十九、廿（巻十七、十八）
- C 巻七（巻八、九）

D 巻四（巻五）

E 巻廿二、廿三（巻廿一、廿四、廿五）

F 巻一、二、三、六、十

このうちFは、確実に玄応音義の引用といえるものが極めて少なく、偶然か意図的かわからないが、とにかく結果的にはほとんど引用されていない巻である。またA～Eで（ ）のなかに入れた巻は、それぞれ（ ）に入れなかった巻よりも引用が少ないものの、連続して引用されることの多いものである。

次にこれらの引用順序を表2の各部について示す。

- 草部 A D A D B C E
- 水部 A
- 木部 A B
- 𣎵部 A D A B C E
- イ部 A B C E
- 口部 A D B C E
- 言部 A B C E
- 糸部 A B C E
- 金部 A B C A
- 肉部 A B C E

おおよその傾向としては、Aがまず優先され、Bがこれに続く。さらにC Dと続くが、これは部によってまちまちである。Eは引用の最後に位置することが多い。

各グループ毎の引用率は、A〇・四五、B〇・四九、C〇・三二、D〇・二一、E〇・二一、F〇・〇二である。

また、A～Fの関係を、表3による出現項数の比率（上段）と玄

出現項数 (1472)		A	B	C	D	E	F
		0.32	0.16	0.15	0.10	0.11	0.16
引用項数 (466)		0.46		0.25		0.15	0.06
						0.07	0.01

応音義引用の項数の比率(下段)と
によって示せば図のようになる。
これによるとA Bで玄応音義引用
の七割をしめることがわかる。な
お、Aの中心をなす巻十四、十五、
十六で玄応音義引用の三割、Bの
中心をなす巻十九、廿で二割、あ
わせて全体の五割をしめている。

五

部首分類体の辞書を編纂する目
的で玄応音義を資料とするのであ
れば、もっと多く引用することが
できたはずであり、複雑な引用の
順序をとる必然性は全くない。こ
のことは、昌住の三卷本編纂の目
的が、単に玄応音義を改編して部
首分類体の辞書とすることだけでは
なかったことを示している。

十二巻本の序によると、三卷本編纂の動機は、玄応音義の利用上の
不便さを解消することであった。その前提には、おそらく昌住自
身、玄応音義そのものを頻繁に利用していたことがあり、三卷本編
纂以前の玄応音義の利用のしかたが問題となるが、玄応音義は經典
の読解に役立つことを第一の目的としてなったものであるから、昌
住もまた玄応の撰音した經典を読解する際に最も多く利用したとみ
るのが自然であろう。ただ検索の不便さは、玄応音義に撰音のない

經典や他のテキストを読解しようとして玄応音義を利用する場合に
最も痛感されたため、序ではそのことを強調するような記述となっ
たと思われる。だからといって、昌住が玄応音義に撰音のある經典
を読解する際に玄応音義を利用しなかったとはいえない。まして昌
住は仏僧であり辞書を編纂しようとしたほどの人であるから、經典
を読まなかったということはあり得ないし、經典を読むのであれば、
そこには当然經典に則した玄応音義の利用があったはずであ
る。三卷本編纂の以前に經典に則した玄応音義の利用があったとす
れば、そのことがまさに最初の段階の新撰字鏡における玄応音義の
引用の方法に反映していると考えなければならぬ。

ところで、玄応音義の構成は次のようになっている。

新訳經典(玄奘訳のみ)		旧訳經典	
19	賢聖集伝	1	大乘單本
20		2	
21	大乘經	3	
22		4	
23	大乘論	5	
24		6	
25	小乗論	7	大乘重重
		8	
		9	大乘重律
		10	
		11	大乘論
		12	
		13	小乗單本
		14	
		15	律
		16	
		17	小乗論
		18	

玄応音義引用の多い巻十四、十五、十六には律関係の音義がおさ
められており、これに次いで引用の多い巻廿(と十九)には賢聖集
伝、すなわち伝記関係の音義がおさめられている。これらが、昌住

にとって関心のある、乃至所属集団にとって重要な經典であったと推測される。

このように見てくると、最初の段階の新撰字鏡の性格には、辞書的なものに加えて音義的なものが混在していると考えられる。

辞書の性格とは、テキスト一般の読解や表現に役立つというほどの意味である。三卷本編纂の主たる目的は玄応音義を改編して部首分類体の辞書とすることであるから、十二卷本に比べれば不十分であろうけれども、当然それはそなわっていたものである。音義的性格とは、特定のテキスト（この場合は律関係の經典、さらに伝記関係の經典を加えてもいい）の読解に役立つという意味である。しかし特定のテキストの読解を目的とするのであれば、玄応音義そのものを利用すればよく、不足するところは増補すれば事足りる。むしろそうしなかったところに辞書の性格を見らるべきだろう。昌住の言語活動の中心が特定のテキストを読むことにあるとすれば、そのことに役立つ辞書とするためには玄応音義の特定の音義を引用し改編すれば当面のところ辞書の性格（同時に音義的性格も）は十分に満たされるわけである。そしてそれ以外の巻からも引用しているのは、辞書の性格を補強しようとしたためと解釈できる。一方、Fの引用のほとんどないグループは音義的性格のあらわれとみることができよう。ちなみにFのうち巻一には旧訳の華嚴經、巻二には大般涅槃經、巻六には妙法蓮華經の音義がおさめられている。これは偶然これらの部分が昌住の手許になかったか、意図的に引用しなかったかであろう。そのどちらにしても、昌住はこれらの經典に関心がなかったか、これらを重視する集団に属していなかったことになるだろうと思う。

三卷本の内容は前述の性格に相応して、所収項数の少ない小規模な辞書であり、部首配列に関しては吉田金彦氏の「読むためのある程度部類分けされたものであつたらうか」という見解が支持される。所収項数の少なさからいって初めから十二卷本のような部首配列であつたとは考えにくいのである。また昌住に關していえば、玄応音義引用の方法は少なくとも築島裕博士の「南都の古宗の僧侶」という見解と矛盾するものではないと思われる。

新撰字鏡の成立以前になつた仏典音義を見ると、玄応音義の引用を中心とするものとそうでないものとに大別できる。前者には大治本の新華嚴經音義や信行の^{注16}大般若經音義があり、後者には空海の金剛頂經一字頂輪王儀軌音義や大乘理趣六波羅蜜多經釈文がある。それぞれ性格の違いがあり例外もあるであろうが、前者が南都系、後者が真言宗系であるのは興味深い。新訳華嚴經音義私記は慧苑の音義を主体としているが、彼土の音義の引用が中心をなすという点で前者に含めることができる。もっともこの音義は大治本の新華嚴經音義も引用しているから、玄応音義を多く引用する必要はそれほどなかったのかもしれない。

辞書（音義）史の上で三卷本の^{注17}新撰字鏡は、玄応音義の引用を中心とする音義の延長に位置付けられ、それが部首分類体の辞書である点において期を画するものであつたといえるのではないだろう。

六

以上、玄応音義と新撰字鏡との関係について私見を述べた。結論としては、最初の段階の新撰字鏡は玄応音義の特定の巻を重点的に

引用することで成立した辞書であり、それは音義的性格をなお濃厚にあわせもつ、所収項数の少ない小規模な辞書であった、ということになる。

本稿では木部と金部とについて若干の考証を行ったが、さらに他の玄応音義引用部分とあわせてその実態を明らかにする必要がある。増補改訂、所拠本、異体字の掲出方法、昌住の誤解誤写など、残された問題については稿を改めたいと思う。

注1 貞莉伊徳「新撰字鏡の解剖(要旨)——その出来と経緯——」『同付表(上下)』(『訓点語と訓点資料』12、14、15輯 昭34・8、35・10、36・1)。

注2 上田正「新撰字鏡の切韻部分について」『国語学』127集 昭56・12)。

注3 井野口孝「新撰字鏡「三篇註」の「又」三字」(大阪市立大学『文学史研究』17・18号 昭53・4)。

注4 注5 注1文献。

注6 縮冊蔵経本により、引用の際は私に校訂した本文を挙げる。

注7 この意味でいえば昌住の所拠本は麗蔵本に近い。ただ、大治本に一致し麗蔵本に一致しない反切がいくつかあり、大治本にない掲出字が原本にはあったと考えれば、昌住の所拠本はより大治本に近いといえるかもしれない。とはいえ大治本と麗蔵本は同一系統であり問題は少ない。なお巻によっては文字配列が宋本に対応している場合がある(巻十二と十三)、その系統のテキストを利用した可能性がある。所拠本についていう場合、引用の巻を特定できなければならず、その上後の増補改訂も考慮しなければならない点が難しい。

注8 京都大学文学部国語学国文学研究室編の複製本(増訂本)による。

注9 ここでいう掲出項数は、貞莉氏(注1文献)の「注文を有する項数」に相当する。

注10 注2及び注3文献参照。

注11 高山寺典籍文書綜合調査団編高山寺資料叢書第六冊『高山寺古辞書資料第一』による。

注12 上田氏は、切韻引用部分のなかに玉篇を併合していることを指摘された(注2文献)。玄応音義引用部分においても切韻や玉篇による増補改訂を考慮すべきと思うが、この点に関する全体的な調査・考察は別に行うことにしたい。

注13 切韻引用部分における類似形の字及び類義字の併合・連続の例は、上田氏が注2文献で示されている。

注14 吉田金彦「新撰字鏡の和訓的特質」『芸林』10巻5号 昭34・10)。

注15 築島裕『平安時代語新論』165p。

注16 拙稿「上代仏典音義と玄応一切経音義——大治本新華嚴經音義と信行大般若経音義の場合——」(北大『国語国文研究』64号 昭55・9)。

〔付記〕 本稿は昭和五十六年五月第四十四回訓点語学会での口頭発表をもとに加筆したものである。席上及びその後上田正氏・小林芳規博士・馬淵和夫博士から御教示を賜った。また、西田直敏先生には御助言を賜わり、石塚晴通・宮沢俊雅両先生には終始御指導頂いた。ここに記して謝意を表する次第である。

——北海道大学大学院学生——